

土地・家屋の確認や 軽自動車の届け出をお忘れなく

**土地・家屋の価格の確認は
4月1日から**

市内の土地や家屋の価格などを記載している固定資産税の土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧を行います。市内全ての土地と家屋の価格を見ることができ、所有者の情報は個人情報のため、記載していません。見るときは、あらかじめ所在地番を調べてきてください(手数料は無料です。帳簿をコピーすることはできません)。

■縦覧期間 4月1日(木)～5月31日(月)(土日、祝日を除く)

■時間 午前8時30分～午後5時

■場所 柳川庁舎1階税務課固定資産税係、大和・三橋庁舎市民サービス課

■見ることが出来る人・法人 市の固定資産税納税者、納税管理人、代理人

■必要な物 本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証など)、委任状(代理の場合)

**縦覧期間中は
名寄帳が無料で見れます**

固定資産課税台帳(名寄帳)は、納税義務者本人や代理人、借地・借家人がい

つでも見ることが出来ます(本人確認書類と、代理人は委任状が必要)。通常手数料は200円ですが、縦覧期間中は無料です。コピーは、1枚10円かかります。なお、4月中旬に市から送付する「課税明細書」は必ず確認してください。

【問】市税務課固定資産税係(☎77・8456)

**軽自動車の手続きは
4月1日まで**

軽自動車は、毎年4月1日現在の所有者に課税されます。4月2日以降に廃車しても、その年度分の軽自動車税は全額納めなければなりません。また、軽自動車を使用せず、車検を受けていなくても、廃車手続きをしないと引き続き課税されます。個人で軽自動車を譲渡する場合も名義変更をしないと前の所有者に課税されるので、必ず名義変更をしてください。

転出するときは、住所変更や名義変更の手続きが必要です。125cc以下のバイクなどは新住所地の役所で、125ccを超えるバイクや軽自動車などは、新住所地を管轄する軽自動車検査協会などで変更してください。

**販売用の軽自動車は
届け出ると税が免除**

中古車販売業者が商品として所有している軽自動車の税金は、届け出ると免除されます。対象になるのは次の条件を全て満たすものです。

■届け出ると免税になる車両

▽課税免除を受けようとする人が、軽自動車税申告書に所有者および使用者として登録されている▽商品として展示するだけの軽自動車▽軽自動車税申告書にその軽自動車が商品車であることを記載している▽平成30年4月2日以降に登録された中古車両

■対象者

▽申請者が販売を目的に軽自動車を所有し、併せて古物商許可業者の許可を受けていること▽今年4月1日現在で軽自動車税の滞納がないこと

■届出期間 4月1日(木)～8日(木) 申請書は柳川庁舎税務課諸税係、大和・三橋庁舎市民サービス課で配布

【問】市税務課諸税係(☎77・8452)

不明な点は
気軽に税務課へ
お尋ねください



国民健康保険の届け出はお済みですか

就職など健康保険が変わるときの加入・脱退の手続きは14日以内に

市内に居住している人は、職場の健康保険など公的医療保険に加入している人や生活保護を受けている人などを除いて、市の国保(国民健康保険)に加入することになっています。

国保に加入するときや、脱退するときは、届け出が必要です。届け出が遅れると、国保の資格を得た日までさかのぼって保険税を納めることになったり、国保税と社会保険料を二重に納めることになったりしま

す。また、他の健康保険に加入していながら国保の保険証を使って受診した場合、市が負担した医療費は全額返してもらいます。

なお、国保の手続きは、職場の健康保険とは違い、世帯ごとに世帯主か加入者が行う必要があります。ご注意ください。

【問】市健康づくり課国民健康保険係(☎77・8506)

こんなときは**14日以内**に届け出をお願いします

	手続きが必要な場合	届け出に必要なもの
加入	市外から転入してきた	転出証明書
	職場の健康保険をやめた	資格喪失証明書(職場の健康保険をやめた証明書)
	職場の健康保険の被扶養者でなくなった	資格喪失証明書(被扶養者でない証明書)
	国保の被保険者に子どもが生まれた	
	生活保護を受けなくなった	保護廃止決定通知書
脱退	外国人が国保に加入する	在留カード、パスポート
	市外に転出する	国民健康保険証
	職場の健康保険に加入した	全員分の国民健康保険証と職場の健康保険の保険証または加入証明書
	職場の健康保険の被扶養者になった	全員分の国民健康保険証と職場の健康保険の保険証または加入証明書
	国保の被保険者が死亡した	国民健康保険証
	生活保護を受けるようになった	国民健康保険証、保護開始決定通知書
その他の届け出	外国人が国保をやめる(転出、出国、就職など)	国民健康保険証、在留カード
	市内で転居した	国民健康保険証
	世帯主や氏名が変わった	国民健康保険証
	世帯を分けた・一緒にした	国民健康保険証
	市外の学校に入学するため、転出した	国民健康保険証、在学証明書
	国民健康保険証を失くした、汚れて使えなくなった	

届け出をするときに持ってくるもの(共通)

▷来庁する人のマイナンバーカードまたは、運転免許証などの本人確認書類と個人番号が確認できる書類
▷別世帯の代理人が手続きをする場合は、委任状

▷保険税の口座振替手続きには、金融機関の通帳と通帳印
▷乳幼児や障がい者、ひとり親の医療証や限度額適用認定証、特定疾病療養受療証(持っている人のみ)

3月17日から4月14日までの水・金は柳川庁舎でのみ確定申告受付を延長

確定申告期間が延長されたため、3月17日から柳川庁舎でのみ確定申告受付を延長します。受付人数に限りがあるので、申告相談を希望する人は、できるだけ3月15日までに市民文化会館などへ来場ください。

●日程 3月17日(水)、19日(金)、24日(水)、26日(金)、31日(水)、4月2日(金)、7日(水)、9日(金)、14日(水)
※上の日程以外は、大牟田税務署や国税庁公式サイ

トの電子申告(e-Tax)での申告をお願いします。

●時間 午前9時～11時30分、午後1時～3時30分
●会場 市役所柳川庁舎2階第4会議室
●受付 時間帯を指定した整理券を当日午前8時45分から会場で配布(1日20人程度)

※整理券の配布状況によっては、後日の来場をお願いすることがあります。

【問】市税務課市民税係(☎77・8453)